

山口県における道路位置指定の取り扱い

第1 目的

この取扱いは、建築基準法（以下「法」という。）第42条第1項第5号の規定に基づく道路の位置の指定に関する技術基準及び申請手続きについて、必要な事項を定めることを目的とする。

第2 技術基準

道路の位置の指定を受けようとする道（以下、「指定道路」という。）は、建築基準法施行令第144条の4の基準によるほか、次に定めるところによる。

1 接続道路

接続道路が私道である場合は、当該道路の使用について問題が生じないよう必要な措置が講じられているものとする。

2 指定道路

(1) 指定道路の分筆等

指定道路の部分の土地は原則として分筆し、地目を公衆用道路とするものとする。

(2) 指定道路の面積

ア 面積は実測により求積するものとする。なお、単位は小数第二位までとし、小数第三位を切り捨てるものとする。

イ 法第42条第2項に規定する道路（以下、「2項道路」という。）に接続する場合は、2項道路後退部分を含むものとする。（図-1参考）

(3) 指定道路の長さ

ア 長さは、道路中心線の長さにより算定するものとし、原則として回転広場を含むものとする。（図-2参考）なお、単位は小数第一位までとし、小数第二位を四捨五入するものとする。

イ 指定道路の起点は接続道路（2項道路にあっては、現存する道）との接続点とする。

(4) 法定外公共物

指定道路の中に含まれる法定外公共物（里道、水路）は、指定道路の面積及び長さに算入するものとする。なお、地番の表示方法は「○○○番○○地先」とする。

(5) 指定道路の幅員及び区画

ア 指定道路の幅員は図-3によるものとする。

イ 指定道路は、側溝、縁石、標示杭等により、他の土地と区画するものとする。

(6) 転回広場

ア 自動車の転回広場は、図-2を標準とするものとする。

イ 接続道路が2項道路の場合には、回転広場の要件に係る袋路状道路の延長及び区間の長さは2項道路の後退線を起点として算定するものとする。

(7) すみ切り

指定道路と接続道路との角地のすみ切りは、次に掲げる状況等で、避難及び通行の安

全上支障がないと土木（建築）事務所長が認める場合においては、片側の角地にその隅角をはさむ辺の長さ3メートル以上の二等辺三角形の部分を道に含むすみ切りとすることができるものとする。

ア 道路を河川、水路等に接して築造する場合で、これに交差する橋梁等によりすみ切りを設けることができない場合

イ 角地の既存建築物、堅固な擁壁等により、すみ切りを設けることができない場合

(8) 安全施設

指定道路が崖地等に隣接する場合又は通行の安全に支障があると思われる場合は、ガードレール、フェンス、その他の安全施設を設置するものとする。

なお、道路幅員は、安全施設からの有効幅員とする。

3 敷地の面積

指定道路を利用して敷地となる土地（以下、「計画敷地」という。）1区画の面積は、原則として150㎡以上とするものとする。ただし、既存の建築物がある敷地については、この限りでない。

第3 申請手続き

道路位置指定の申請等の手続きは、建築基準法施行規則第9条並びに建築基準法施行細則第17条及び第18条の規定によるほか、次に定めるところによる。

1 事前協議

(1) 道路の位置の指定を受けようとする者は、指定道路の築造の前（既存の道の指定の場合は道路位置指定申請の前）に土木（建築）事務所長に道路位置指定事前協議書（別記第1号様式）正副二通を提出し、協議するものとする。

(2) 指定道路の築造工事は、土木（建築）事務所長から事前協議完了の通知を受けた後に着手するものとする。

(3) 道路位置指定事前協議書には次の図面を添付するものとする。

ア 付近見取図

イ 公図の写し

ウ 平面図

エ 計画敷地の区画割図

オ 排水計画図

2 道路位置指定申請

(1) 道路の位置の指定を受けようとする者は、指定道路の築造の後に道路位置指定申請書正副2通を、所轄の市町長を経由して土木（建築）事務所長に提出し、検査を受けるものとする。

(2) 道路位置指定申請書には、次の図書を添付するものとする。ただし、他の図書で兼用できる図書は省略することができる。

ア 付近見取図

方位、道路、その他目標となる地物等を明示すること。（縮尺1／2500程度の位置図及び付近見取図）

イ 公図の写し

登記所備え付けの公図を複写し、複写年月日及び氏名を記入し、かつ、指定を受けようとする道路の位置を明示すること。

ウ 平面図

方位、縮尺、指定道路の幅員・長さ、すみ切りの長さ、側溝、縁石、標示杭等の位置、その他必要な事項並びに接続道路の種別及び幅員を明示すること。

エ 計画敷地の区画割図

指定道路を利用することとなる各敷地の区画割及び各区画の面積を明示すること。

オ 道路横断図

指定道路の構造、幅員、境界線等を明示すること。（縮尺1／30～50程度）

カ 道路縦断図

指定道路の長さ、高低差、勾配等を明示すること。（縮尺1／30～50程度）

キ 排水計画図

指定道路及び計画敷地内の排水に必要な側溝、街渠等の位置及び構造並びに排水経路を明示すること。

ク 求積図

指定道路部分の土地について、地番ごとに求積すること。

ケ 加工承諾書

指定道路に含まれる法定外公共物に係る加工承諾書を添付すること。

コ 土地の登記事項証明書及び印鑑登録証明書

指定道路部分の土地に係る最新の登記事項証明書及び承諾書に係る承諾者の印鑑登録証明書を添付すること。

サ 指定道路の完成写真

完成時の指定道路の全体、接続道路との接続箇所、転回広場、道路排水施設等の状況を撮影した写真及び撮影位置図を添付すること。

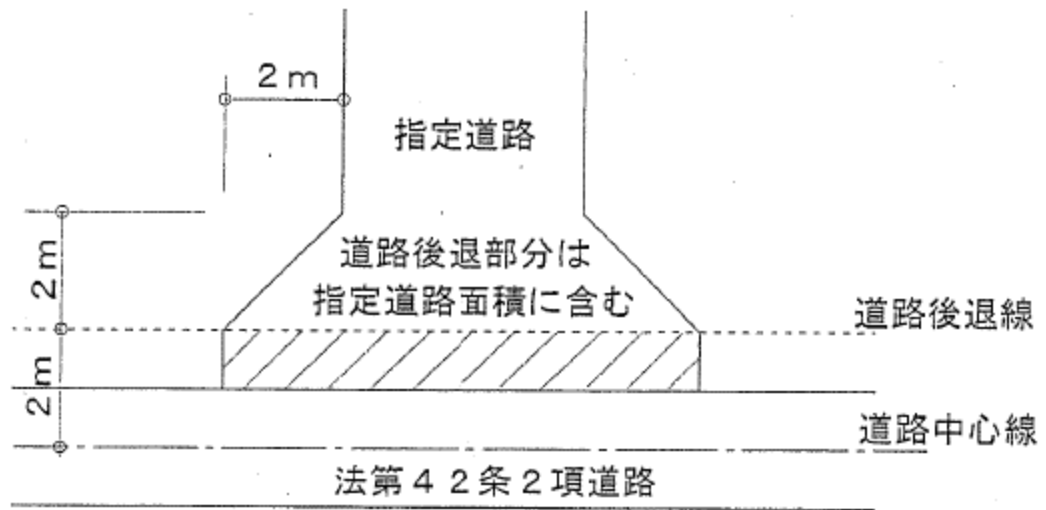
シ その他の図書

土木（建築）事務所長が地理的状况等から必要と認める関係図書等を添付すること。

第4 施行期日

この取扱いは、平成19年7月1日から施行する。

この取扱いは、令和2年11月2日から施行する。



図一 1 道路後退部分の扱い

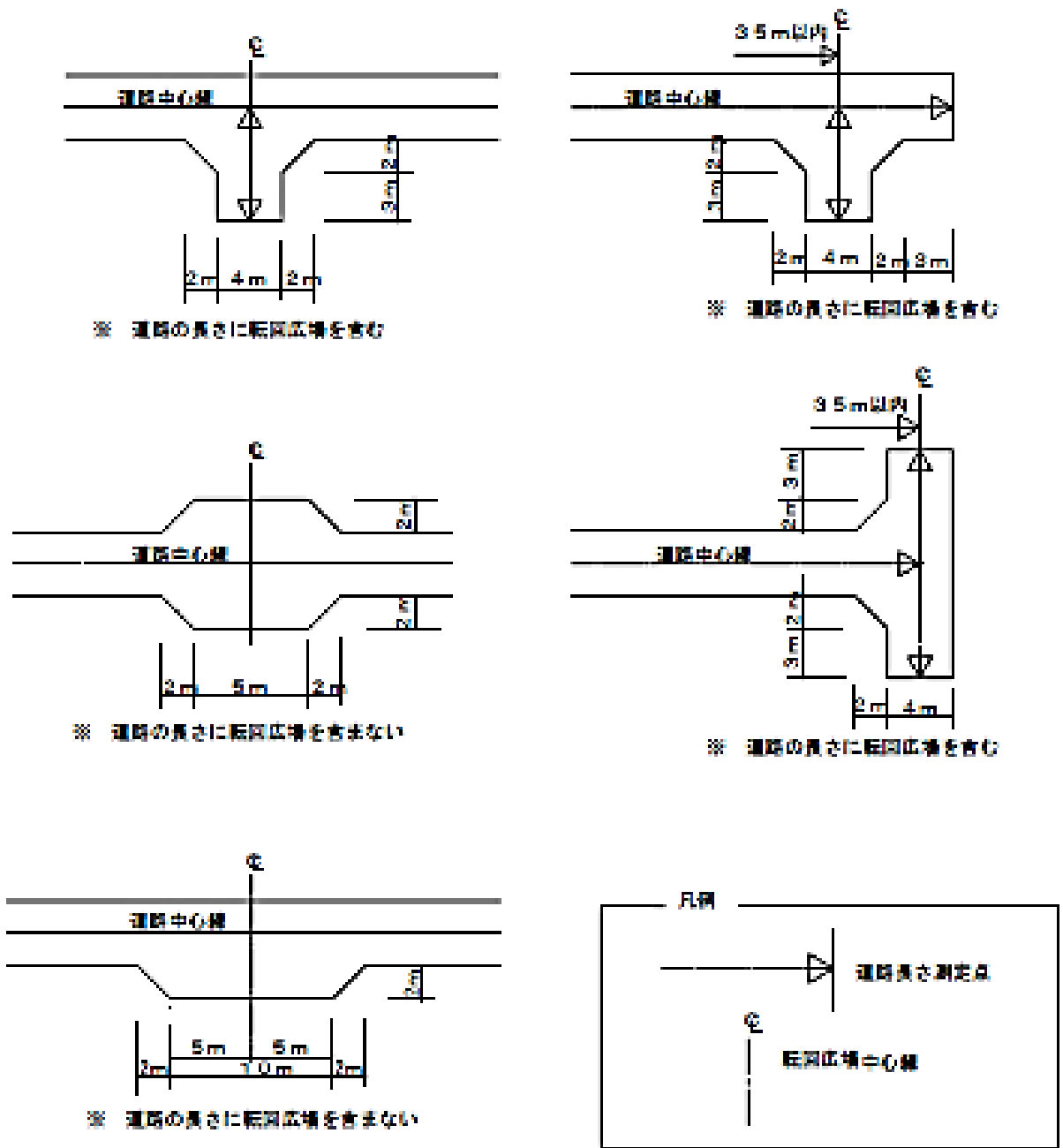
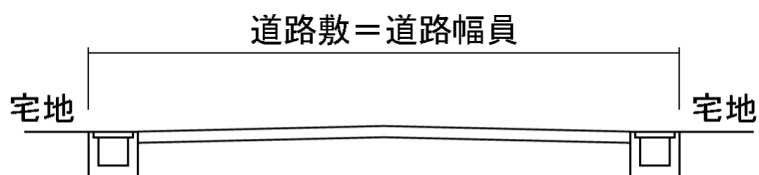
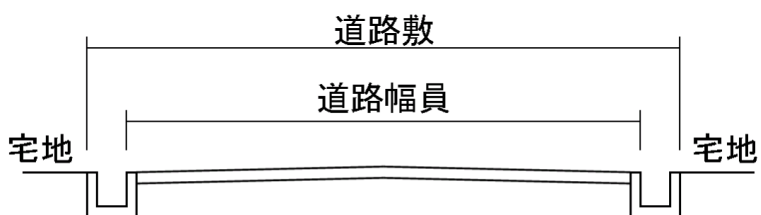


図-2 転回広場の形状

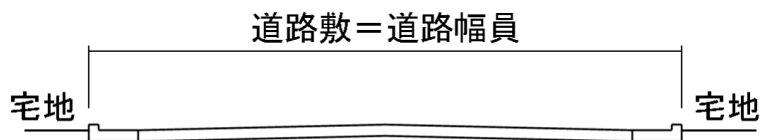
U型側溝(蓋設置)築造の場合



U型側溝(蓋なし)築造の場合



L型側溝築造の場合



歩車道分離の場合

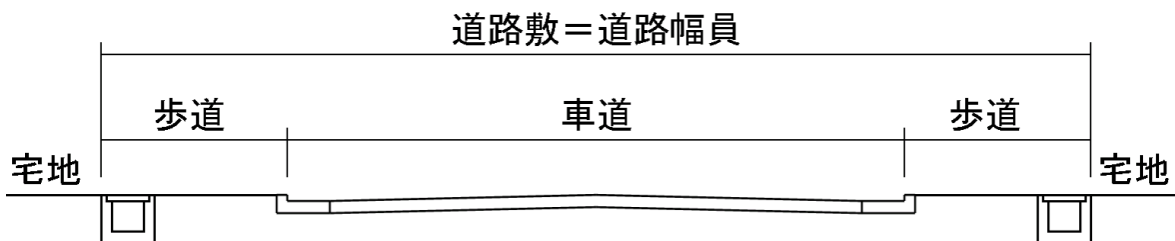


図-3 道路幅員の取扱い

道路位置指定事前協議書

年 月 日

土木建築事務所長 様

郵便番号
申請者 住 所
氏 名
(電話番号 — —)

下記のとおり道路の位置の指定を受けたいので、関係書類を添えて事前協議書を提出します。

記

築造主	住 所	(電話 局 番)				
	氏 名					
連絡者	住 所	(電話 局 番)				
	氏 名					
道路の場所 (地名地番)						
道路の築造の時期		着工	年	月	日	完了
道路の概要	符号	道路の長さ	幅 員	縦断勾配	排水処理	路面の構造
		m	m	%		
	延長					
の道路面積等	道路面積： 総面積：	m^2 、宅地面積： m^2	m^2 、その他面積：	m^2		
協議の結果	※土木（建築）事務所記入欄					

注 1 申請者の住所及び氏名は、法人にあっては、その主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名を記入すること。

2 付近見取図、公図の写し、平面図、計画敷地の区画割図、排水計画図を添付し、正副二通を提出のこと。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。